

奈良県立大学部局長選考規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良県立大学（以下「本学」という。）の部局長の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「部局長」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 学部長
- (2) 学生部長
- (3) 学術情報部長
- (4) 地域創造研究センター長

(任命)

第3条 部局長の任命は、学長の申出に基づき公立大学法人奈良県立大学理事長が行う。

- 2 学長は、前項の申出を行うに当たって教育研究審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 理事長は、第1項の任命を行うに当たって理事会の議を経なければならない。

(選考事由及び時期)

第4条 部局長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 部局長の任期が満了するとき。
 - (2) 部局長が辞任を申し出たとき。
 - (3) 部局長が欠けたとき。
- 2 部局長の選考は、前項第1号に該当する場合には任期満了の3か月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合にはその事由が生じたときに速やかに行わなければならない。

(選考方法)

第5条 部局長の選考は、本学の専任教員のうちから学長が行う。ただし、学部長については、教授のうちから選考するものとする。

- 2 学長は、部局長の選考に当たって奈良県立大学人事委員会に諮らなければならない。

(任期)

第6条 部局長の任期は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第2号及び第3号の場合の後任の部局長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部局長は再任されることができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、部局長に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。